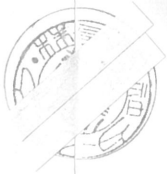




株式会社タイハク太白坪沼宿畑資材置場造成事業
に関する協定書

（記）
第1条
第2条
第3条
第4条
第5条
第6条
第7条
第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第13条
第14条
第15条
第16条
第17条
第18条
第19条
第20条
第21条
第22条
第23条
第24条
第25条
第26条
第27条
第28条
第29条
第30条
第31条
第32条
第33条
第34条
第35条
第36条
第37条
第38条
第39条
第40条
第41条
第42条
第43条
第44条
第45条
第46条
第47条
第48条
第49条
第50条
第51条
第52条
第53条
第54条
第55条
第56条
第57条
第58条
第59条
第60条
第61条
第62条
第63条
第64条
第65条
第66条
第67条
第68条
第69条
第70条
第71条
第72条
第73条
第74条
第75条
第76条
第77条
第78条
第79条
第80条
第81条
第82条
第83条
第84条
第85条
第86条
第87条
第88条
第89条
第90条
第91条
第92条
第93条
第94条
第95条
第96条
第97条
第98条
第99条
第100条



（記）
第5条
第6条
第7条
第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第13条
第14条
第15条
第16条
第17条
第18条
第19条
第20条
第21条
第22条
第23条
第24条
第25条
第26条
第27条
第28条
第29条
第30条
第31条
第32条
第33条
第34条
第35条
第36条
第37条
第38条
第39条
第40条
第41条
第42条
第43条
第44条
第45条
第46条
第47条
第48条
第49条
第50条
第51条
第52条
第53条
第54条
第55条
第56条
第57条
第58条
第59条
第60条
第61条
第62条
第63条
第64条
第65条
第66条
第67条
第68条
第69条
第70条
第71条
第72条
第73条
第74条
第75条
第76条
第77条
第78条
第79条
第80条
第81条
第82条
第83条
第84条
第85条
第86条
第87条
第88条
第89条
第90条
第91条
第92条
第93条
第94条
第95条
第96条
第97条
第98条
第99条
第100条

株式会社タイハク太白坪沼宿畑資材置場造成事業に関する協定書

仙台市（以下「甲」という。）と株式会社タイハク（以下「乙」という。）とは、杜の都の風土を守る土地利用調整条例（以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、乙が実施する株式会社タイハク太白坪沼宿畑資材置場造成事業（以下「開発事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土地利用調整の結果を踏まえた適切な開発事業の実施を確保することにより、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この協定における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（事業計画）

第3条 乙は、別添開発事業計画書に従って開発事業を実施しなければならない。

2 乙は、当該開発事業に係る工事の完了後、当該事業区域内において、前項に掲げる開発事業計画書の内容に即した土地利用以外の土地利用を行ってはならない。

（維持管理）

第4条 残置した森林及び確保した緑地については、乙が管理するものとし、当該森林又は緑地の特性に応じた維持管理を行いながら、永続的に保持するものとする（ただし、当該残置森林又は緑地が甲に移管された場合を除く）。

（継承）

第5条 乙は、事業区域内の土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、この協定に基づく乙の権利及び義務を当該第三者に継承するものとする。

（報告及び立入調査）

第6条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し報告を求め、又は職員をして、若しくは職員に甲が必要と認める者を同行させ事業区域内に立ち入らせ、必要な調査をすることができる。

（違反があった場合の措置）

第7条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は乙に対して当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときはこれに従わなければならない。

(その他)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

2 乙は、工事に着手する場合及び工事が完了した場合に届出を行うこと。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年8月8日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 市長 郡 和 子



乙 名取市高館熊野堂字今成西37番地

株式会社タイハク

代表取締役 佐藤 泰行



開発事業の名称	株式会社タイハク
種別	区画形質の変更 水面の埋立等
開発事業の目的	資材置場
開発事業の内容	
事業区域	
事業区域の面積	
建築物その他の 作物の概要	

